

青森県報

第三千八百二十八号

平成二十六年

四月九日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) ……	一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) ……	一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同) ……	一
生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……	二
生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……	二
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) ……	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) ……	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) ……	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同) ……	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) ……	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同) ……	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……	四
救急病院の設置……………	(医療業務課) ……	四

救急病院の廃止…………… (同) …… 四

公 告

大規模小売店舗の変更の届出…………… (商工政策課) …… 五
右 同…………… (同) …… 五

告 示

青森県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
社会医療法人博進会 南部医院	三戸郡南部町大字苫米地字倉前一の三	平成三〇・七・三
工藤医院	上北郡七戸町字七戸一三三の三	二〇・一・三〇
大手門歯科	弘前市大字元大工町五 五	二五・一・三
あいざわクリニク	三沢市大字三沢字堀口一六四の二九八	二六・一・三

青森県告示第三百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
みさと調剤薬局 マルチ調剤薬局柏木店 大手門歯科 あいざわクリニック	むつ市十二林一七の六 平川市柏木町藤山二の三 弘前市大字元大工町五の五 三沢市大字三沢字堀口一六四の二九八	平成六・三・一 " 二六・一・一 二六・二・一

青森県告示第三百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	のぞみ薬局	八戸市大字田面木字堤下一五の二	平成六・三・一
変更後	アイセイ薬局田面木店	八戸市大字田面木字堤下一五の二	"
変更前	コーノ薬局東店	八戸市大字田向字毘沙門前九の二	"
変更後	アイセイ薬局田向店	八戸市大字田向字毘沙門前九の二	"

青森県告示第三百二三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	事業所	変更年月日
		名称		
仁会	医療法人青	名	主たる事務所の所在地	平成 二五・一〇・五
六の三	八戸市大字田面木字赤坂一	名	訪問看護・介護ステーション五福	
四の一	八戸市大字田面木字赤坂二	所在地	八戸市大字尻内町字八百刈四六の七	

青森県告示第三百四四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	指定年月日
佐々木 礼子	三戸郡階上町大字金山沢字小水無一五	平成六・二・八

青森県告示第三百五五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	廃止年月日

松橋 健成 八戸市一番町二丁目五の四

平成六・二六

青森県告示第三百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 社会医療法人博進会 南部医院 大手門歯科	所在地又は住所 三戸郡南部町大字吉米地字倉前一の三 弘前市大字元大工町五の五	廃止年月日 平成三・七三 二五・三三
--------------------------------------	--	--------------------------

青森県告示第三百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 みさと調剤薬局 大手門歯科	所在地又は住所 むつ市十二林一七の六 弘前市大字元大工町五の五	指定年月日 平成六・三・一 二六・一・一
----------------------------	---------------------------------------	----------------------------

青森県告示第三百八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	のぞみ薬局	八戸市大字田面木字堤下一五	平成六・三・一
変更後	アイセイ薬局田面本店	八戸市大字田面木字堤下一五	"
変更前	アイセイ薬局東店	八戸市大字田向字毘沙門前九	"
変更後	アイセイ薬局田向店	八戸市大字田向字毘沙門前九	"

青森県告示第三百九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
医療法人青 仁会	八戸市大字田 面木字赤坂一 六の二	名称	八戸市大字尻 内町字八百刈 四六の七	平成 二〇一〇・五
訪問看護・介 護ステーション 五福	八戸市大字田 面木字赤坂二 四の一	所在地	八戸市大字田 面木字赤坂二 四の一	

青森県告示第三百十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	指定年月日
佐々木 礼子	三戸郡階上町大字金山沢字小水無一五	平成二〇一〇・二・一六

青森県告示第三百十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施設者から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	廃止年月日
松橋 健成	八戸市一番町二丁目五の四	平成二〇一〇・二・一六

青森県告示第三百十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
つがる西北五広域連合 つがる総合病院	五所川原市字岩木町二一 の三	平成二十九年三月三十一日

青森県告示第三百十三号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
つがる西北五広域連合西北中央病院	五所川原市字布屋町四一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
県民生協ひまわり館
青森市浜館六丁目四の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ナリタ
青森市桜川六丁目二の四
代表取締役 成田勝雄
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
青森県民生活協同組合 青森市大字羽白字沢田三〇一の 一 理事長 井筒智義	青森県民生活協同組合 青森市浜館三丁目七の七 代表理事 平野了三	平成 二五・七 一 (住所) 二五・六 九 (代表者 の氏名)
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更無し	
鳴海博志 青森市大字月見野二九九の二八 六	鳴海博志 青森市月見野一丁目二四の五	二五・二 一〇

株式会社蓬田グリーン開発
青森市大字新田字忍一の二
代表取締役 下山嘉正

三・五・三

四 届出年月日

平成二十六年三月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十六年四月九日から同年八月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年八月九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
シヨッピンングプラザおきだて
青森市柳川二丁目四の二二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
青森木材防腐株式会社
上北郡七戸町字原久保九五の三七
代表取締役 小笠原金哉
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社テオー小笠原 北海道函館市港町三丁目一八の一五 代表取締役 小笠原正	株式会社ゲオホールディングス 愛知県名古屋市中区富士見町八の八OMCビル 代表取締役 遠藤結蔵	平成 二五・二・三 三・二・一 (名称) 二五・八・一 (住所) 三・二・一 (代表者 の氏名)
青森県民生活協同組合 青森市大字羽白字沢田三〇の一 理事長 井筒智義	青森県民生活協同組合 青森市浜館三丁目七の七 代表理事 平野了三	二五・七・一 (住所) 二五・六・九 (代表者 の氏名)
株式会社翁屋 青森市南佃一丁目一八の一五 代表取締役 齊藤己千郎	変更無し	
有限会社シンコウ 青森市金沢三丁目一の二三 代表取締役 小倉新一	変更無し	
株式会社丸大サクラ薬局 青森市大字三内字玉作二の七二 代表取締役 桜井清	株式会社丸大サクラ薬局 青森市大字三内字玉作二の七二 代表取締役 櫻井清	二六・三・一八

四 届出年月日
平成二十六年三月十八日

五 届出書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間
平成二十六年四月九日から同年八月九日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成二十六年八月九日

2 提出先
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

有限会社オリブ生花店
青森市花園一丁目二の九
代表取締役 秋元敏子

二五・三・三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭